

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	個人投資家の参加拡大
15年度 重点施策	改正証取法の円滑な施行に向けた政省令の整備及び制度の周知徹底等 証券会社・投資信託委託業者・投資顧問業者の最低資本金の引き下げ 民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援 新証券税制の積極的広報及び税制改正要望
参考指標	証券市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、個人株主株式保有比率）

2．政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
重点目標	多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること

3．政策の内容

現在の我が国の金融システムにおいては、間接金融偏重を是正し証券市場を通じた適切なリスク分散を図るとともに、金融の自由化、国際化の進展にともなう投資家の多様な投資ニーズに応え、新しい成長分野にも円滑に投資資金を供給することが必要となっています。

政府は、このような金融システムを実現するため、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、間接金融から直接金融へのシフトを進める「金融・証券市場の構造改革」を重要課題として掲げており（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」など）、証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとするため、個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備を図ることが課題とされています。

このため、金融庁としても、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築等の施策を中心に、証券市場の構造改革を着実に実施していくこととしました。

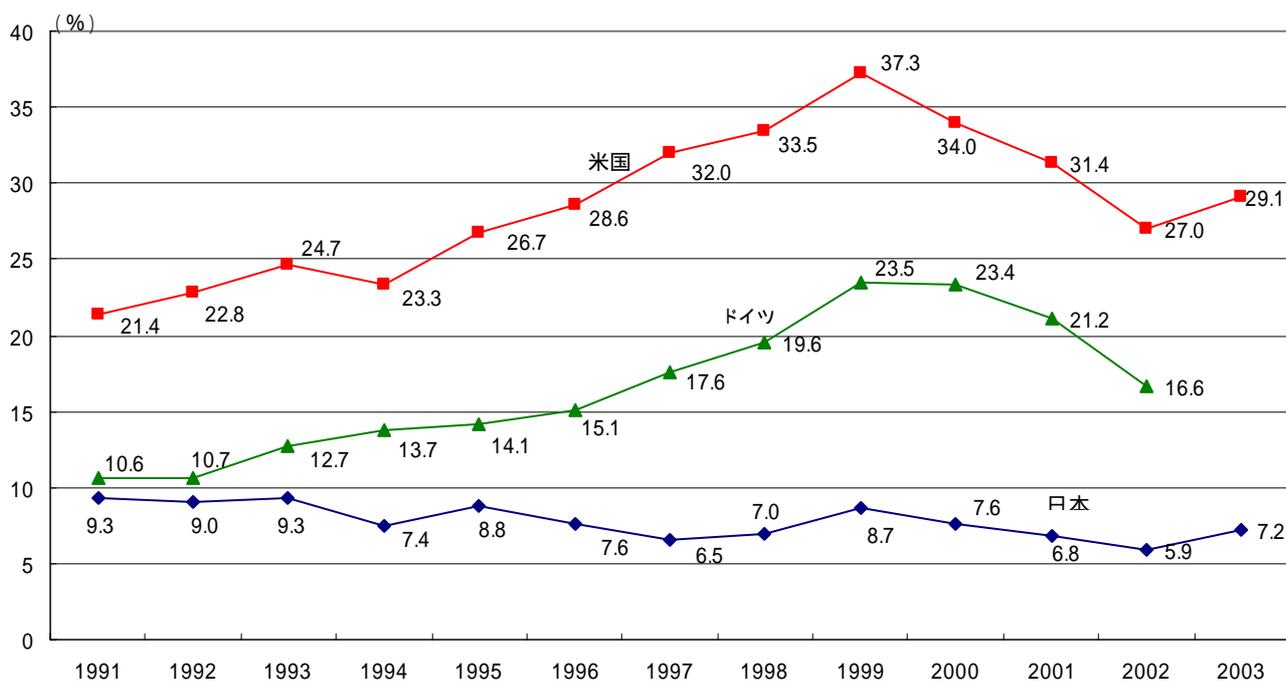
4. 現状分析及び外部要因

我が国の今後の金融システムは、有効な価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核としたものとなっていくことが必要です。

しかしながら、日本版ビッグバンを始めとするこれまでの証券市場改革により、市場における競争の促進の効果が現れてきているものの、証券市場は依然として活力に乏しく、市場機能を中核とした我が国の金融システムの将来を担うには十分なものとはなっていない状況です。

具体的には、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、アメリカで29.1%（2003年末）、ドイツでは16.6%（2002年末）であるのに対して、日本では7.2%（2003年末）にとどまっており、個人投資家の積極的な参加を一層促していく必要があります。

【資料1 個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比（日・米・独）】



（注）日本は年度ベース（3月末）、米国とドイツは年末ベース（12月末）の数字。ドイツの2003年は未公表。

日本は家計、米国とドイツは家計 + 民間非営利団体の数字。

（出典）資金循環統計

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 15 事務年度における当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

改正証取法の円滑な施行に向けた政省令の整備及び制度の周知徹底等

ア. 「証券取引法等の一部を改正する法律（平成 15 年 5 月 23 日成立）」の施行に伴い、証券仲介業制度等の導入に係る政令・内閣府令の改正を行い、16 年 4 月に施行しました。

イ. 証券仲介業務など、新たに創設された制度について、ホームページ及び政府広報の積極的な活用に加え、日本証券業協会等の関係団体を通じて、周知徹底に努めました。

証券会社・投資信託委託業者・投資顧問業者の最低資本金の引き下げ

証券会社においては顧客資産の分別管理や投資者保護基金制度の整備が行われており、また、投資信託委託業者、認可投資顧問業者においては顧客資産の預託の受入の禁止等の投資家保護の仕組みが整備されていることを踏まえ、参入促進を促し競争を通じて特色ある金融サービスの提供が行われるようにする観点から、証券会社、投資信託委託業者、認可投資顧問業者の最低資本金を従来 of 1 億円から 5 千万円に引き下げる証券取引法施行令等の改正を行い、16 年 4 月に施行しました。

民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援

これまでに証券投資の経験のない層の証券市場への参加を促すために日本証券業協会が全国 10 ヶ所で開催した「証券投資の日」イベントや、投資信託の周知・普及を目的に投資信託協会が開催した「投資信託フォーラム」の後援を行いました。

新証券税制の積極的広報及び税制改正

ア. 平成 15 年度税制改正において、証券税制の大幅な軽減・簡素化が図られたところですが、引き続き、個人投資家の利便性向上の観点から平成 16 年度改正要望を行い、以下のとおり改正が行われました。

- (ア) 公募株式投資信託の売買益（年間の売買益を通算した後の利益）に対する税率を 10% に軽減（平成 16 年 1 月 1 日～19 年 12 月 31 日）
- (イ) 特定口座の対象に公募株式投資信託を追加（外国公募株式投資信託は平成 16 年 4 月以降、国内公募株式投資信託は平成 16 年 10 月以降、特定口座に入れることが可能となります）

(ウ) 特定口座の取扱者の範囲拡大(平成16年4月1日以降、銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合等においても特定口座の開設が可能となります。)

(エ) 非上場株式の売買益に対する税率が26%から20%へ軽減。

(オ) エンジェル税制の適用対象にグリーンシート・エマージング銘柄のうち、一定の要件を満たすものを追加するとともに、譲渡益の2分の1課税の特例について、譲渡期間等の要件を緩和。

(注) エンジェル税制の概要

- ・ 投資額について、同一年分の株式譲渡益から控除可能
- ・ 株式公開以後3年間の譲渡益課税を2分の1に軽減
- ・ 株式未公開時の譲渡損等について、3年間の繰越控除可能

イ. 15年7月を「証券減税PR特別強化月間」と位置付けるなど、政府広報等を活用した積極的な広報活動を展開し、制度の更なる周知を図りました。

ウ. 16年3月に金融審議会・金融分科会のもとに設置された「金融税制に関するスタディグループ」において、金融商品課税の一体化に関して有識者にご議論いただいています。

その他の施策

ア. 金融審議会金融分科会第一部会において、日本版ビックバンの成果を検証しつつ、金融システムと行政の将来ビジョンや証券市場の改革促進プログラムが示した方向性を念頭に、具体的な制度問題の審議が行われました。

この結果、平成15年12月に公表された金融審議会金融分科会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において、

(ア) 多様な投資家の幅広い市場参加を促進するため、銀行の優越的地位の濫用及び利益相反の可能性等といった弊害に対する防止措置(例えば、貸出と証券取引の抱き合わせ行為の禁止等)を講ずることを条件に、顧客の利便性向上、投資経験のない銀行顧客層の市場参加の促進、証券会社の店舗が少ない地域におけるアクセスの改善などのメリットにかんがみて、銀行等の金融機関が株式等の売買の証券会社への仲介業務(証券仲介業務)を営むことを可能とすること

(イ) 市場監視機能・体制を強化するため、証券取引における不公正取引や発行開示違反の抑止を目的として課徴金制度を導入するほか、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等を措置すること

(ウ) 目論見書の交付を受けないことについて同意した一定の者については、目論見書を交付しないことができることとする等、ディスクロージャー制度の合理

化すること

- (エ) 組合型ファンドへ投資家保護範囲を拡大するため、投資事業有限責任組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用すること
- (オ) 効率的で競争力のある市場を構築するため、取引所取引原則を廃止して証券会社による最良執行義務を導入するとともに、私設取引システムに取引所と同じオークションによる価格決定方式を認めることとし、最良執行義務の内容としては、価格のみならず、コスト、スピード、執行可能性などさまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務として、具体的な執行方法は証券会社自らが定めて顧客に示すこと

などが提言されました。

金融庁では、本報告を踏まえ、以上の提言のうち法制化が必要な事項についての措置を行うため、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を第 159 回国会に提出、16 年 6 月 2 日に成立し、同年 6 月 9 日に公布されたところです。

今後、金融審議会での審議結果を踏まえて、政省令を整備していくこととしています。

イ．証券市場の構造改革の推進のための体制整備として、16 年度機構・定員要求において以下の要求を行い、措置されました。

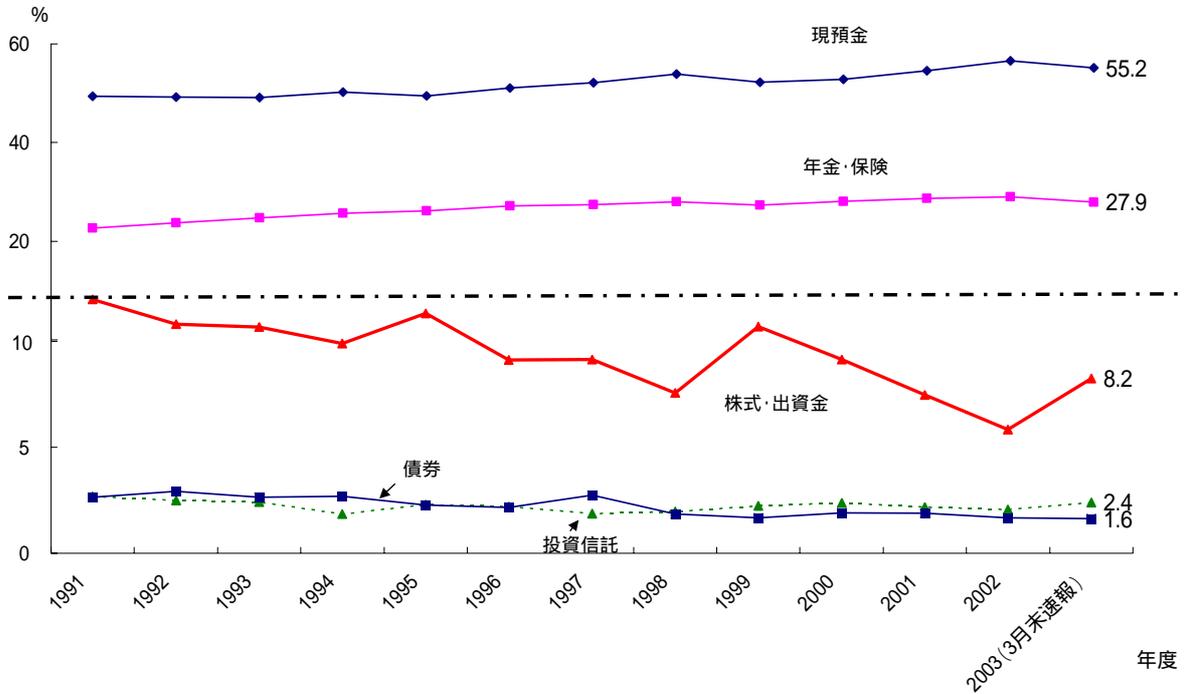
- (ア) 公認会計士・監査審査会の体制整備（事務局の設置、定員 40 名）
- (イ) 証券取引等監視委員会におけるディスクロージャー違反等犯則事件の調査体制の強化等（犯則事件の調査部門を中心に増員 23 名）
- (ウ) 証券仲介業が導入されたことに伴う適正な業務執行確保のための監督体制整備（増員 1 名）
- (エ) 海外取引所端末の国内設置に係る認可制度等が導入されたことに伴う海外取引所等の監督体制整備（増員 1 名）

(2) 評価

個人金融資産に占める株式及び投資信託の増加

平成 15 年度の個人金融資産に占める株式・出資金の構成比は 8.2%（前年度比 2.4 ポイント増）、投資信託の構成比は 2.4%（同 0.3 ポイント増）となっており、個人金融資産の直接金融への動きが進んでいます。

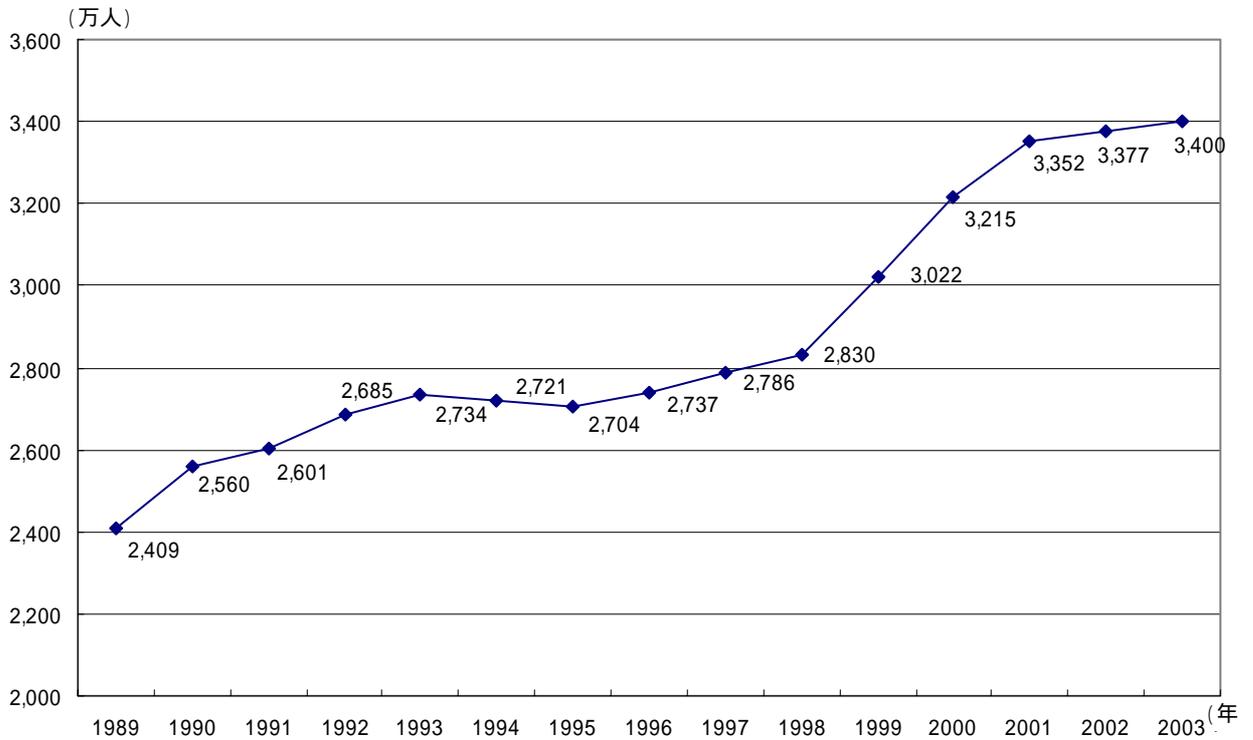
【資料2 個人金融資産の内訳】



個人株主数・個人の株式保有比率の増加

平成 15 年度株式分布状況調査（全国証券取引所）によると、15 年度末現在の個人株主数（延べ人数）は 3,400 万人（前年度末比 23 万人増）となっており、個人投資家の証券市場への参加が着実に進んでいるものの、個人の株式保有比率（市場価格ベース）は、大幅に株価が上昇した銘柄を中心に売却が進んだこと等により、20.5%（0.1%ポイント減）となっています。

【資料3 個人株主数の推移】



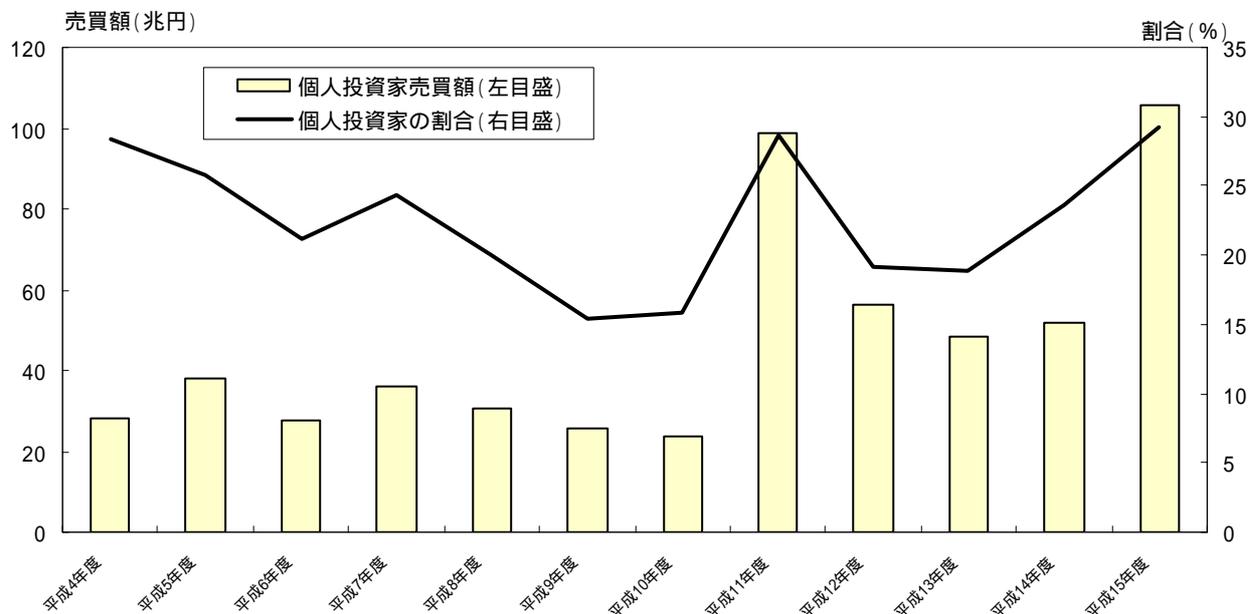
証券仲介業の登録件数

平成 16 年 4 月から施行された証券仲介業については、これまで 31 件（16 年 6 月 30 日現在）の登録が行われており、販売チャネルの拡充に向けて、着実に増加しています。

株式売買状況

個人の株式売買高（委託売買高、三市場合計）をみると、平成 15 年度は 105 兆円となっており、対前年度比で 54 兆円増加しています。また、株式売買高（同上）に占める個人の割合は平成 15 年度で 29.2%となっており、対年度比で 5.6 ポイント増となっています。このように、個人の株式の取引が活発化しています。

【資料4 個人投資家の株式売買高】

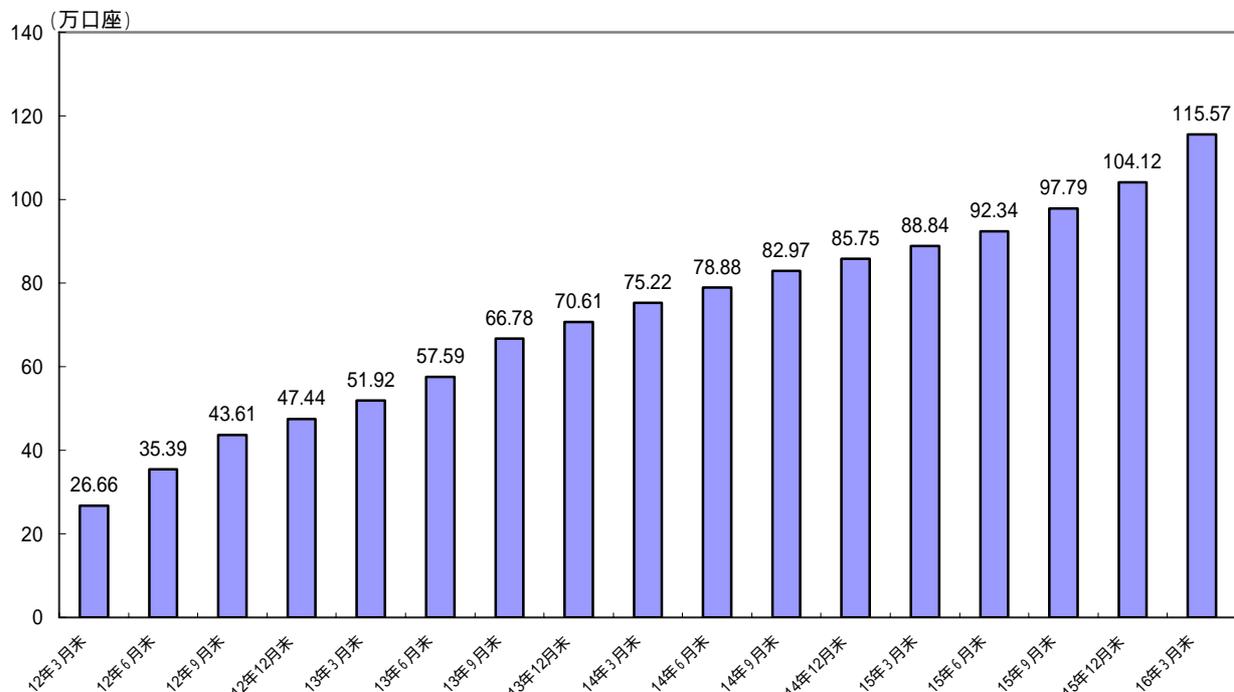


インターネット取引の増加

平成 15 年度のインターネットを經由した株式取引の売買代金(インターネット専業 6 社ベース)は、56 兆 9398 億円(対前年比 186.7%増)と大幅に増加しています。

また、平成 16 年 3 月時点の口座数(インターネット専業 6 社ベース)をみると、115 万 5724 口座となっており(対前年比 30%増) 大幅に増加しています。なお、インターネット専業 6 社の口座については、ほとんどが個人所有であると考えられることから、個人の株式市場への参加が着実に増加しているものと考えられます。

【資料5 インターネット口座数の推移（インターネット専業6社）】



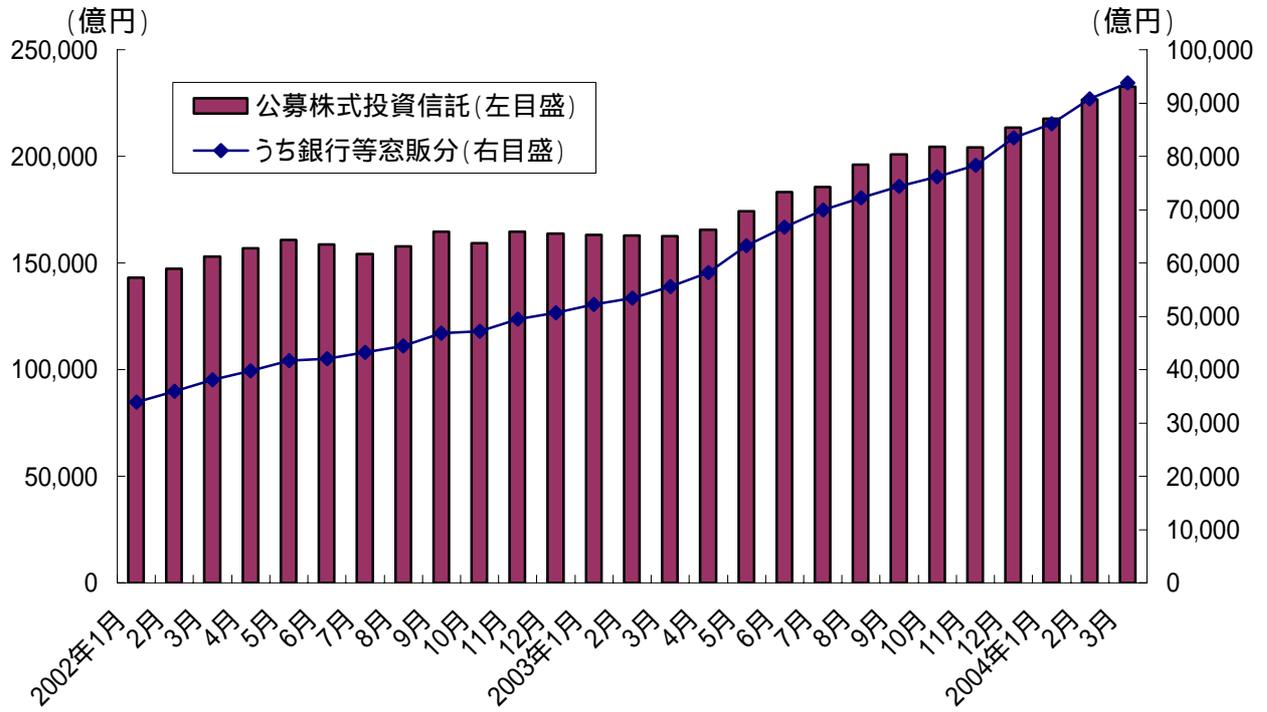
投資信託（公募株式投資信託、ETF、REIT）の拡大

公募株式投資信託の販売額（純資産残高）については、平成16年3月末には2兆2,760億円（平成15年7月末比25.5%増）となっています。その販売態別構成比をみると、証券会社58.3%、銀行等40.3%、直販1.4%（平成15年7月末61.0%、37.7%、1.3%）と、平成10年12月から開始された銀行等の窓口販売が着実に増加しています。

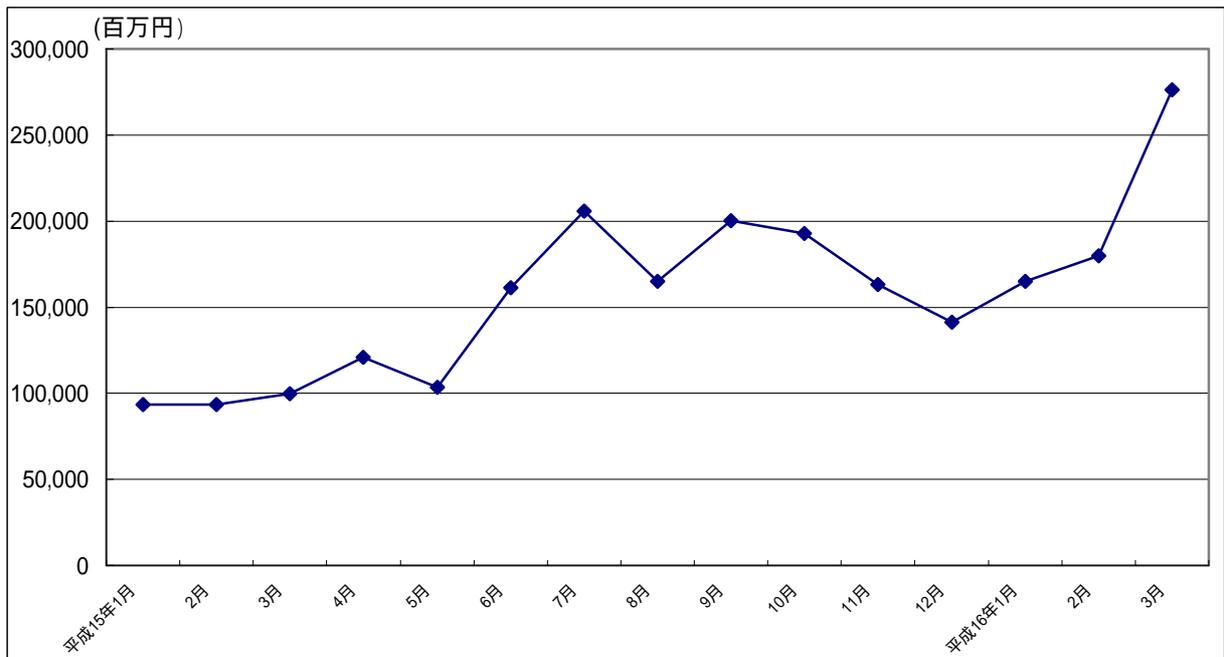
ETFについては、平成13年7月の取引開始から3年が経過し、信託元本は取引開始時は1,738億円であったものが、平成15年7月末には2兆1,240億円となり、平成16年3月末には2兆9,833億円（平成15年7月末比約17.2倍）となるなど、着実に増加しています。また、取引高も平成16年度は2兆746億円（前年度比31.4%増）と着実に増加しています。

REITの取引高については、平成15年7月に290億円であったものが、平成16年3月には1,170億円と4倍強に増加しています。

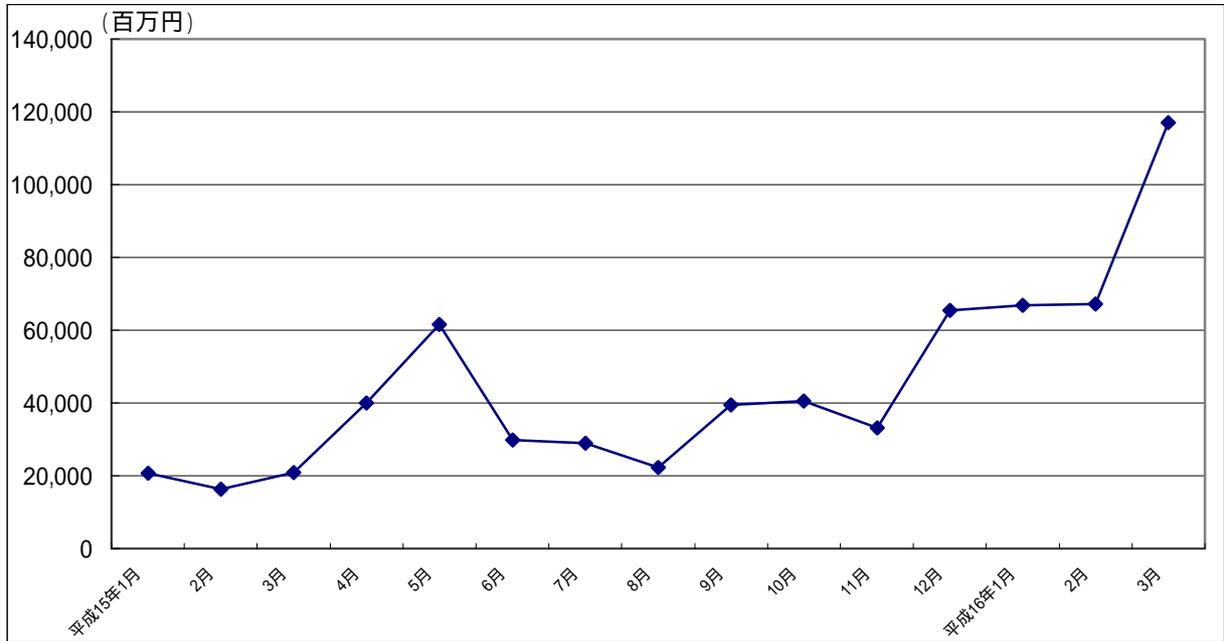
【資料6 公募株式投資信託の販売状況（純資産残高）】



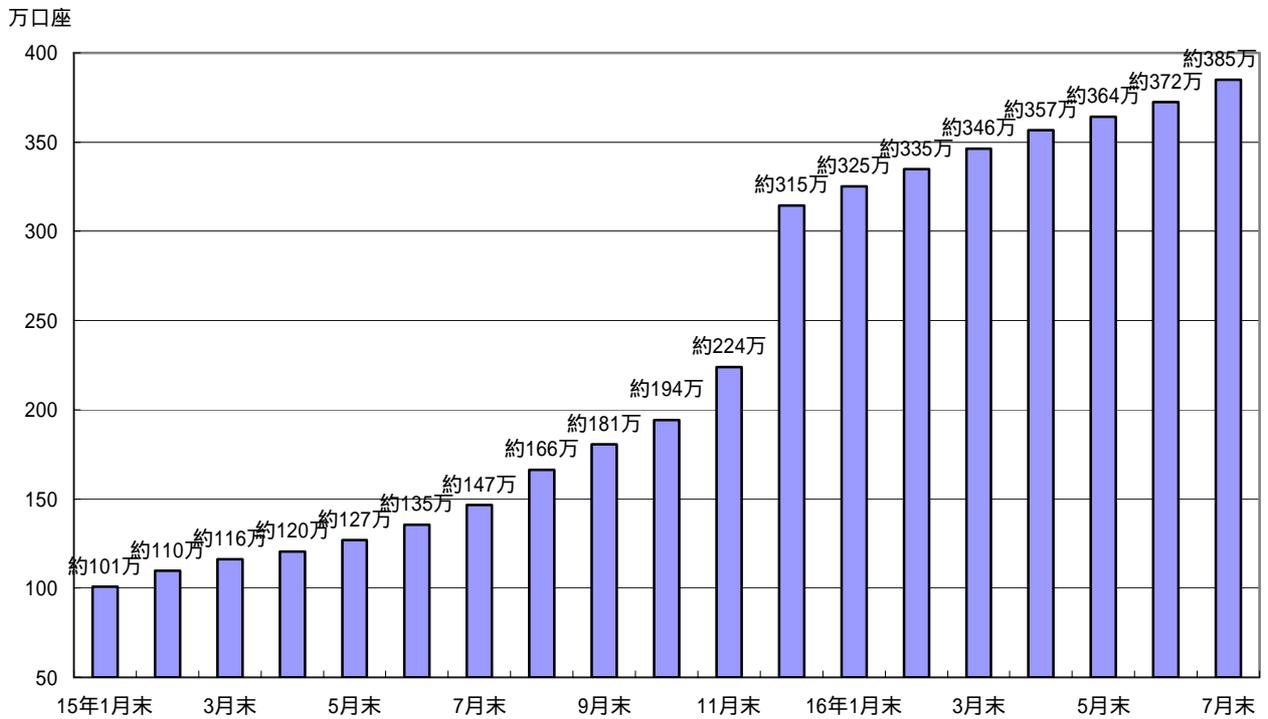
【資料7 ETF取引高の推移】



【資料8 REIT取引高の推移】



【資料9 証券会社16社における特定口座数の推移】



このように、15事務年度に行った施策については、個人投資家が投資しやすい環境を整備することに一定の役割を果たしたものと考えられます。

6．今後の課題

証券市場の構造改革に関しては、これまで着実に実施してきたところであり、株式市場が活況を呈するなど明るい兆しが見られますが、諸外国と比べると、依然として個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあると考えられ、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組むことが重要であると考えています。

具体的には、販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化の促進、改正証取法の円滑な施行に向けた政省令の整備及び制度の周知徹底、民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援、改正証券税制の積極的広報及び税制改正要望等を行っていきます。

今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築に向けて、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善、税制面での対応、新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

このため、平成17年度において、新たな投資サービスへの対応のための予算要求を行う必要があります。

7．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、証券市場の構造改革に対する取組み等）を行う必要があります。

8．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

なお、個人投資家の参加が拡大したとの実績に関して、諸施策の効果をより実効的に検証する必要があるとの意見がありました。

9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、法令・制度等の整備の実施状況及び資金循環統計・株式分布状況調査等を参考としつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 資金循環統計（日本銀行）
- ・ 株式分布状況調査（全国証券取引所）
- ・ 投資部門別株式売買代金〔三市場〕（東京証券取引所）
- ・ インターネット取引（インターネット専業6社ホームページ）

10 . 担当部局

総務企画局総務課管理室、政策課、企画課、市場課、市場課企業開示参事官室、
監督局証券課、
証券取引等監視委員会